

社会福祉法人中越福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中越福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規則第13条の規定に準ずる額
- (3) 常勤役員等が法人の用務のためその求めに応じて会議に出席し、あるいは職務のための出張をしたときは、役員等の費用弁償の支給に関する規則に基づき（交通費、宿泊費等）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が法人の用務のためその求めに応じて会議に出席し、あるいは職務のための出張をしたときは、役員等の費用弁償の支給に関する規則に基づき（交通費、宿泊費等）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、

職員給与規則に準じた日とする。

(2) 報酬のうち日当については、必要に応じて支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、6月の定例評議員会時に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった会費、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の月割り計算)

第7条 新たに常勤・非常勤役員等に就任した者の報酬の支給については次のとおりとする。

2 年の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額は月割りとし、月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、在籍日数が15日以上の場合は1月とする。

3 この規定により計算結果に100円未満の端数が生じた場合は、四捨五入するものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施の関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額	備考
理事長	月額 40万円	
常務理事	月額 20万円	
理事	月額 15万円	
理事長、常務理事、理事	日当 1日につき3千円	職員の旅費に関する規則に基づき支給

別表第2（非常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額	備考
理事長	年額 12万円	
評議員	年額 2万円	
理事	年額 3万円	
監事	年額 3万円	
理事長、評議員、理事、監事	日当 1日につき5千円	会議、出張等に出席の場合